

## 令和5年度からの旭川市における認知症総合支援事業の実施について

### 1 実施の方針

地域包括ケアシステム構築の目標とされている2025年及び後期高齢者人口が更に増加する2040年に向けて、住民主体の介護予防活動の拡充及び住民の理解促進による認知症の一次予防及び早期発見の強化を目的とした取組と、地域包括支援センター及び認知症初期集中支援チームによる認知症の方への包括ケアを強化し、それを関係者へ普及させる取組を一体的に実施することにより、住民が認知症を効果的に予防し、認知症になった方への包括ケアを地域全体で実現できる体制整備を重点的に推進する。

### 2 実施内容

#### (1) 一次予防のための取組の拡充

市、地域包括支援センター及び医療機関等が連携し、これまで本市で拡充を進めてきた介護予防に資する住民主体の通いの場への住民の参加促進を図り、多様な医療等専門職が当該通いの場の活動を支援することにより、住民の認知症予防に資する取組を充実させるとともに、認知症サポーター等養成事業などを活用した当該通いの場等の住民組織に対する認知症に関する知識の普及啓発を行うことにより、住民のネットワークによる早期発見の強化や認知症の方を受け入れることができる住民主体の活動の拡充につなげる。

また、市は、住民主体の様々な活動が認知症予防に与える効果についての検証を行い、地域包括支援センターと連携して当該検証結果を住民にフィードバックしながら認知症予防の意識付けの強化を図っていく。

#### (2) 早期発見のための地域づくりの推進

地域包括支援センターは、認知症の方又は認知症が疑われる方を早期に発見するための取組を、一般介護予防事業等の地域支援事業や地域のネットワークと連携・連動して実施する。

#### (3) 個別事例に対する包括的支援の強化と地域への波及（資料5，資料6）

地域包括支援センター及び認知症初期集中支援チームは、総合相談支援等を行う対象者一人ひとりに対し、単に認知症の臨床診断につなげることや介護サービスの利用につなげることを目的とするのではなく、重症化予防のための適切な健康管理に加え、「活動」及び「参加」にも焦点を当てた認知症の方及びその家族が自分らしい生活を継続することを目的とした包括ケアを実施する。

また、地域包括支援センター及び認知症初期集中支援チームが、当該包括ケアを実施する際は、住民及び関係者等の地域全体が認知症の方に対する包括ケアを提供していく地域づくりを行うことが地域支援事業の目的であることに鑑み、当該対象者の家族や地域住民

並びに介護事業者等の関係者と協働し、当該関係者が本人を包括的に支援する体制を構築することを目標として短期的・集中的に関与する。

(4) 地域の実情を踏まえた効果的な普及啓発の実施

市及び地域包括支援センターは、認知症地域支援推進員としての活動や世界アルツハイマー月間等のイベントを通じて、全市及び各圏域の実情に応じた普及啓発を実施する。

なお、地域包括支援センターは、日頃の認知症支援業務における課題を集積し、地域レベルでの課題を分析した上で、原則として圏域単位の普及啓発を効果的に実施するものとし、実施に当たっては、当該課題に応じて内容及び対象を決定するとともに、関係者と協働して実施するものとする。